

鳥取県告示第 838 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
神経内科	平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	森 望美	倉吉市山根43-1 藤井政雄記念病院
内科	呼吸器機能障害	中山 祐介	八頭郡智頭町大字智頭1825-1 国民健康保険智頭病院
神経内科	肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障害	後藤 あかね	鳥取市三津876 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター
リハビリテーション科、内科	肢体不自由、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	角田 賢	米子市錦海町三丁目4-5 錦海リハビリテーション病院
循環器科	心臓機能障害	石井 裕繁	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
整形外科	肢体不自由	桑本 将	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
整形外科・リハビリテーション科	肢体不自由、音声・言語機能障害	岸田 芳幸	大山町田中646-1